

社会福祉士を目指す方へ

社会福祉士修学資金のご案内

社会福祉士の「修学資金」とは

社会福祉士養成施設に在学している方は、卒業後に社会福祉士 国家試験に合格することで社会福祉士の資格を取得することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、社会福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「社会福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、社会福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。その他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、生活費加算の加算があります。

▶ 社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事することで、貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

社会福祉士養成施設に在学している方で、**(1)～(3)のいずれかに該当する方が「社会福祉士修学資金」の対象です。**※養成施設に在学中の方が対象であり、養成施設に入学前や卒業後の方、養成施設ではない福祉系大学等に在学中の方は対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 貸付を受けようとする都道府県に住民登録をされていて、養成施設卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (2) 貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (3) 養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にされていて、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において相談援助の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録をおこない、徳島県内で、5年間、相談援助の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 地域福祉課 (TEL: 088-654-4461)

※ 上記内容は国が示している基準であり、実際に各都道府県で実施されている内容とは異なる場合がございますのでご注意ください。詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。